

協議事項53

学級編制基準の見直しについて

学級編制基準の見直しについて、協議事項として以下のとおり提案する。

令和3年1月12日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

小学校における学級編制基準の見直しについて

1. 令和3年度 文部科学省予算案

【学級編制基準について】

小学校2～6年の学級編制基準について、令和3～7年の5年間で段階的に引き下げ

	R3	R4	R5	R6	R7
35人学級編制の導入	小2	小3	小4	小5	小6

【教職員定数について】

- ・令和3年度は、基本的に既に措置している加配定数を基礎定数に振り替えることで対応
- ・令和4年度以降は、既に措置している加配定数の振替(3,000人分)と少子化による自然減等の状況を踏まえ、毎年度、必要数を措置

	R3	R4	R5	R6	R7	計
教職員定数の改善(全国)	+744人	+3,290人	+3,283人	+3,171人	+3,086人	+13,574人

2. 神戸市における影響

本市の学級編制基準を以下のとおり段階的に引き下げる。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小1	35人	35人	35人	35人	35人	35人
小2	【35選】40人	35人	35人	35人	35人	35人
小3	【35選】40人	【35選】40人	35人	35人	35人	35人
小4	【35選】40人	【35選】40人	【35選】40人	35人	35人	35人
小5	40人	40人	40人	40人	35人	35人
小6	40人	40人	40人	40人	40人	35人

【35選】について

35人学級編制とした場合に40人学級編制より学級数が増加する学年に教員1名を配置。活用方法は以下から選択。

- ①学級担任 【35人学級編制を実施】
- ②学習支援担当（少人数指導や同室複数指導に活用） 【40人学級編制を実施】

新しい時代の学びの環境の整備（義務教育費国庫負担金）

令和3年度予算額（案） 1兆5,164億円
（前年度予算額） 1兆5,221億円



文部科学省

～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

令和2年度第2次補正予算額 40億円

学校における働き方改革を進めるとともに、少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、令和3年度においては3,141人の教職員定数を改善（振替2,000人を除く改善は+1,141人）。

GIGAスクール構想の下、一人一台端末の活用と少人数による指導体制を構築し、全ての生徒たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現。

・教職員定数の改善 +68億円（+3,141人） ・教職員定数の合理化減等 ▲35億円（▲1,615人） ・教職員配置の見直し ▲43億円（▲2,000人）
・人事院勧告による給与改定 ▲45億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲2億円 対前年度▲58億円

学校における働き方改革等

計 +2,397人

○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人

教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

〔※〕 令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

- ◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人
- ◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +90人
- ◆初任者研修体制の充実 +11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 +744人

○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

（内容）

少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることとし、学級編制の標準の引下げ及び、引下げに伴う副校長・教頭や生徒指導担当教員などの教職員配置の充実のための定数改善を図る。

（改善内容・改善数）

改善事項	改善総数	3年度改善数
35人学級の実現（小学校全学年）	12,449	519
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125	225
・副校長・教頭の配置充実	(480)	(96)
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	(165)	(33)
・事務職員の配置充実	(480)	(96)
計	13,574	744

（年次計画）

	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

小学校学級編制基準【見直し前・見直し後（案）】

見直し前

項 目	小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。)		中 学 校 (義務教育学校の後期課程を含む。)
	(第1学年)	(第2～6学年)	
単式学級	35人	40人	
複式学級	14人 (第1学年を含む場合は、8人)		—
特別支援学級	8人		

(注) 上記は標準としての基準である。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 1 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)第2学年から第4学年において、学校が35人学級編制の研究指定を希望し、市教育委員会が認めた場合
- 2 上記1以外の地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取扱いについて市教育委員会が特に必要があると認めた場合

見直し後（案）

項 目	小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。)		中 学 校 (義務教育学校の後期課程を含む。)
	(第1～2学年)	(第3～6学年)	
単式学級	35人	40人	
複式学級	14人 (第1学年を含む場合は、8人)		—
特別支援学級	8人		

(注) 上記は標準としての基準である。

ただし、次に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 1 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)第3学年から第4学年において、学校が35人学級編制の研究指定を希望し、市教育委員会が認めた場合
- 2 上記1以外の地域や学校の実情に応じた学級編制の弾力的な取扱いについて市教育委員会が特に必要があると認めた場合

※太字下線部が見直し箇所